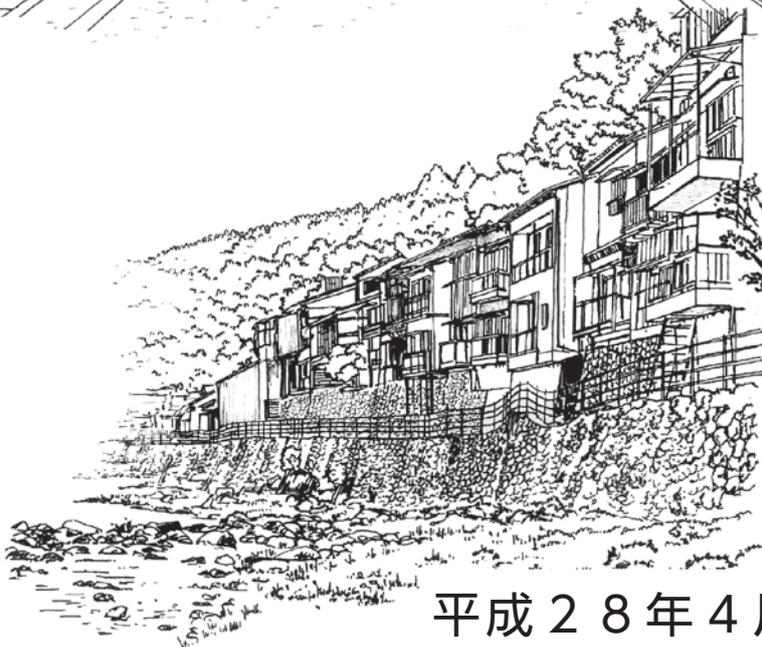
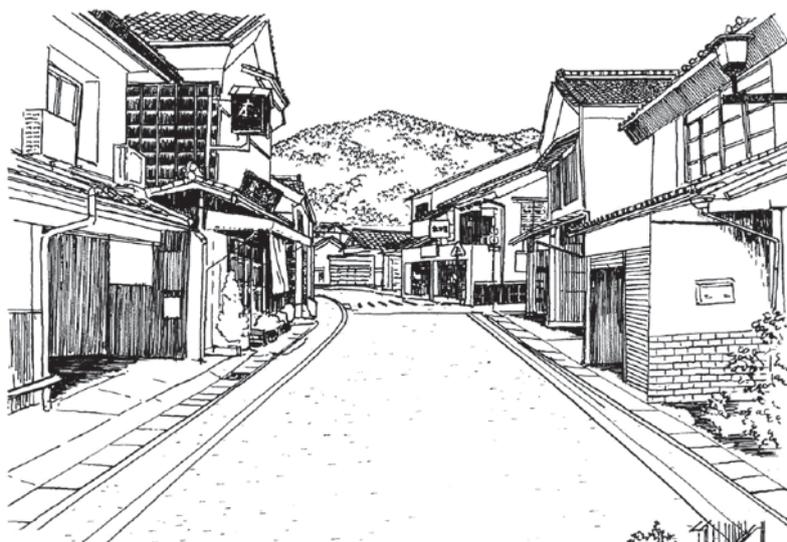


豊田市景観計画 足助景観重点地区編

# 足助景観計画

のあらまし



平成28年4月  
豊田市建築相談課

# 足助景観計画の概要について

## 1 足助景観計画とは

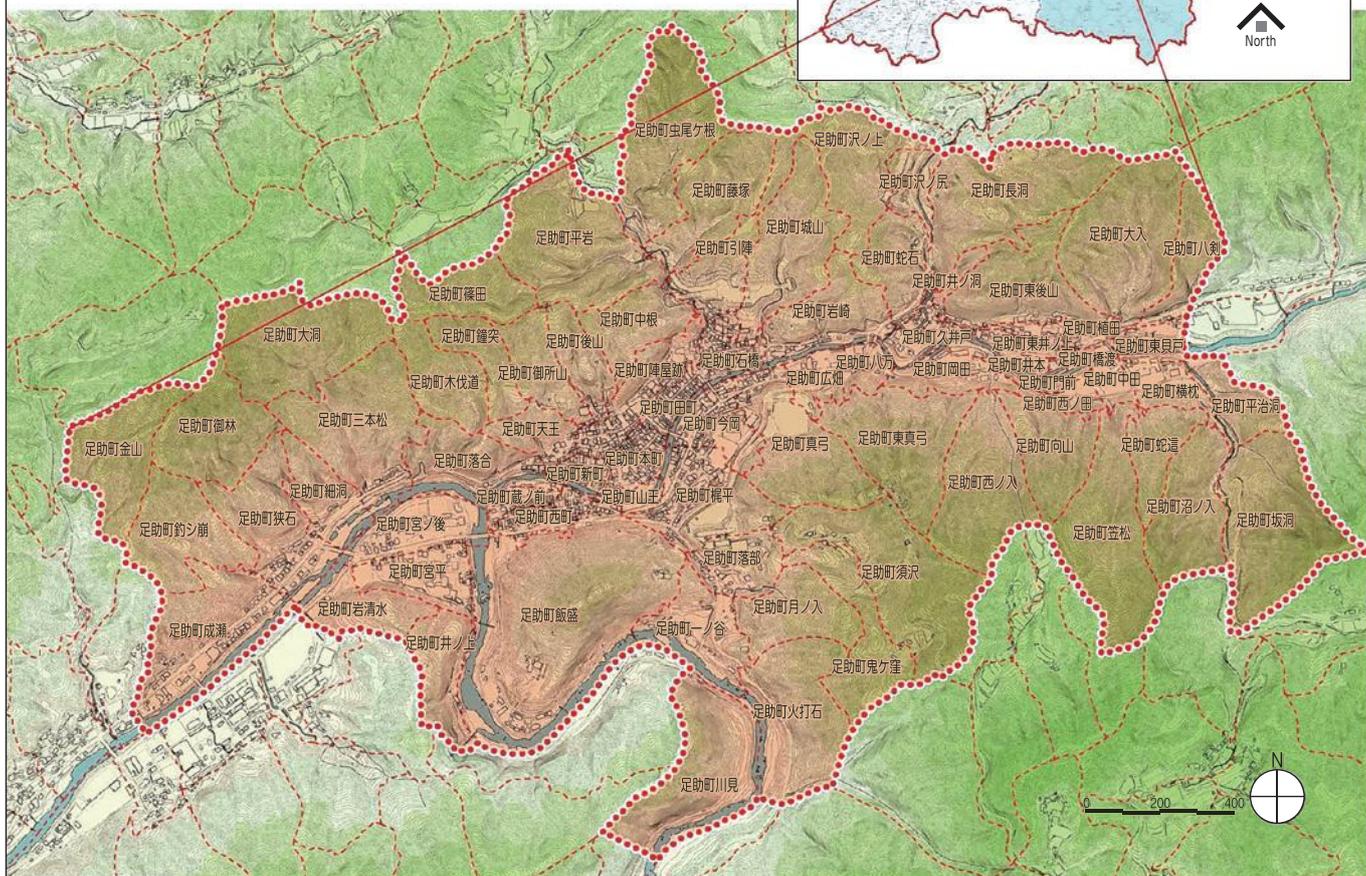
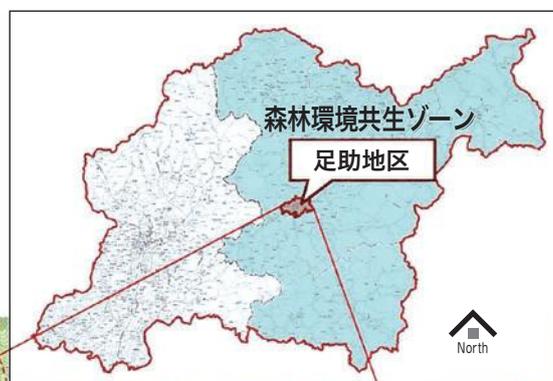
「足助景観計画」は、豊田市景観計画に指定している足助景観重点地区(以下「足助地区」という。)における景観形成の方針や行為の制限に関する事項を示したものです。

## 2 計画の内容

- ① 景観形成の方針
- ② 行為の制限に関する事項

## 3 足助地区の区域

足助地区の区域は、江戸時代から明治時代に「塩の道」として栄えた中馬街道(以下「旧街道筋」という。)と、その周辺の山の稜線を含んだ、下図に示す区域とします。



足助町飯盛、(以下「足助町」以下を表記)石橋、一ノ谷、井ノ上、井ノ洞、今岡、井本、岩崎、若清水、植田、後山、大入、大洞、岡田、落合、落部、鬼ヶ窪、御林、笠松、梶平、金山、鐘突、川見、木伐道、蔵ノ前、御所山、坂洞、沢ノ上、沢ノ尻、山王、三本松、篠田、蛇這、城山、新町、陣屋跡、須沢、狭石、田町、月ノ入、釣ノ崩、天王、中田、中根、長洞、成瀬、西ノ入、西ノ田、西町、沼ノ入、橋渡、八万、火打石、東井ノ上、東後山、東貝戸、東真弓、引陣、久井戸、平岩、広畑、藤塚、平治洞、蛇石、細洞、本町、真弓、宮平、宮ノ後、向山、虫尾ヶ根、門前、八剣、横枕

## 4 景観形成の方針

「豊田市景観計画」における豊田市の景観形成の基本目標と、足助地区が位置する「森林環境共生ゾーン」の景観形成の基本方針を踏まえ、足助地区の良好な景観形成を実現することを目標として、足助地区の「景観形成の方針」を以下のとおり設定しています。

### 「山並み景観」を守る

足助地区の周囲を取り囲む標高300m前後の山々は、足助地区のまちなみの背景となり、その風景を印象付けています。

また、豊かな自然の四季さまざまな彩りが、足助地区の表情豊かな景観を演出しています。

こうした周囲の山々の適切な維持管理を実施するとともに、工作物などの高さや色彩への配慮を促し、この美しい山並み景観を保全します。

旧街道筋沿いには、江戸から明治にかけて栄えた宿場町の趣を残す家屋や大正から昭和の生活の香りを漂わせる家屋、そして、郷蔵や石仏、道標、小路などの歴史的資源が今なお受け継がれ、これらが地域固有の歴史的なまちなみ景観を形成しています。

この地域固有の景観を保全、継承し、育成していくため、歴史的なまちなみを活かした建築物などの形態意匠への配慮を促します。

### 「まちなみ」を活かす



### 「足助らしさ」を育む

足助地区のまちなみは自然豊かな山々に囲まれ、まちなみからは周囲の山々の頂を望むことができます。

また、足助川沿いには家々の勝手口が連なり、人々の生活と川との関わりを見ることができます。

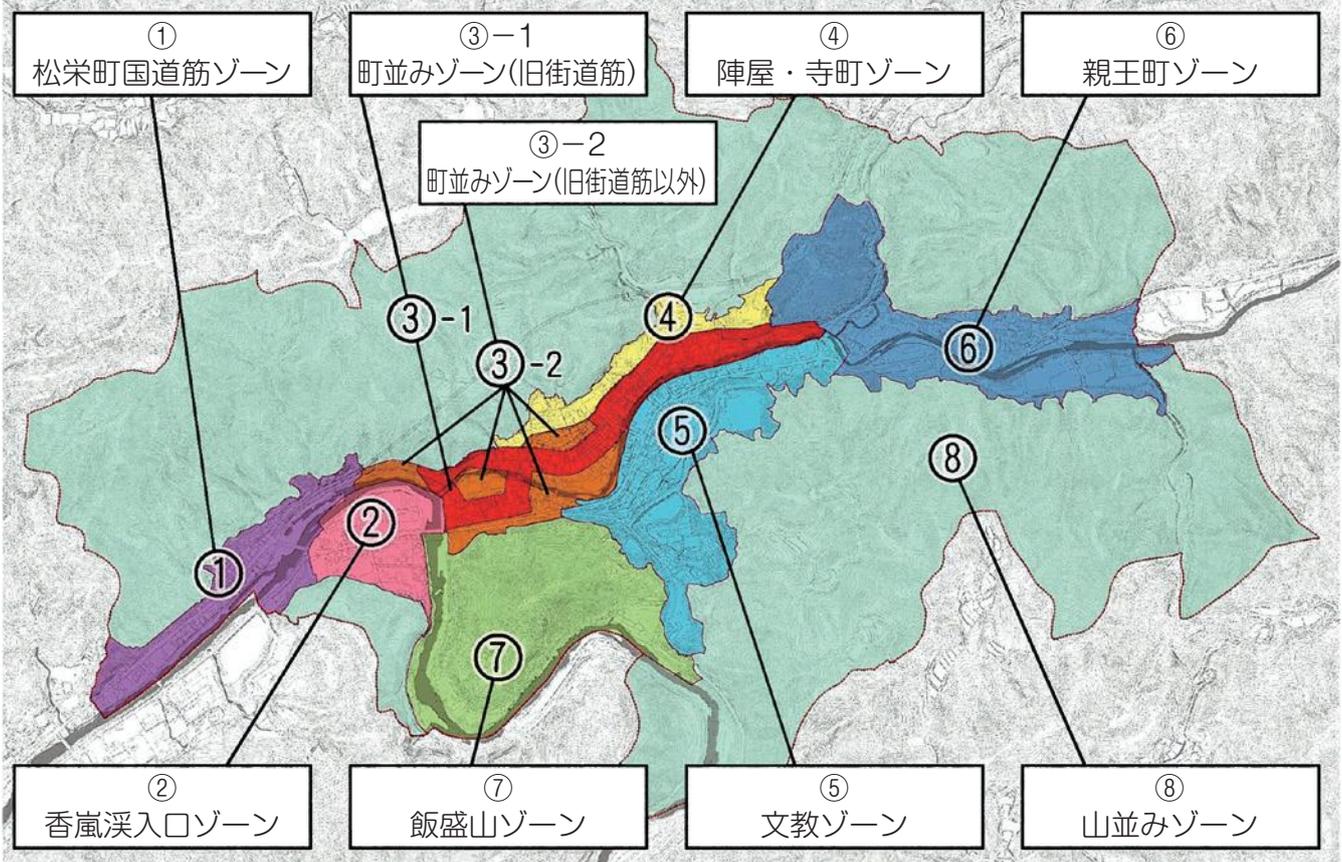
これら豊かな自然とまちなみや生活が一体となった景観は、先人が時代の変遷とともに積み重ねてきた歴史を表しています。

この先人から引き継いできた景観を「足助らしさ」と捉え、これを育むため、建築物などの形態意匠や高さへの配慮を促します。

## 5 行為の制限に関する事項

### ■ 足助地区を構成する8つのゾーンと景観形成の方針

足助地区は香嵐渓を中心とした観光地や、旧街道筋のまちなみ、国道沿いのまちなみなど、さまざまな特色が見られるため、これらの特色に応じて、下記のとおり8つのゾーンに区分しています。また、行為の制限（景観形成基準）等についても、区分したゾーンごとに設定しています。



### ■ 各ゾーンにおける景観形成方針

ゾーン番号	ゾーン名称	基本方針
①	松栄町国道筋ゾーン	国道153号からの山並みへの眺望を活かし、旧街道筋のまちなみへの誘導口として魅力的な景観を形成します。
②	香嵐渓入口ゾーン	旧街道筋と香嵐渓への誘導拠点として、旧街道筋のまちなみと調和した景観を形成します。
③-1	町並みゾーン	旧街道筋からの山並みへの眺望と足助地区の伝統的な建築様式を持つ家屋や郷蔵等の歴史的建造物が連続する景観を活かし、足助地区の歴史的なまちなみの核として魅力的な景観を形成します。
③-2		足助地区の伝統的な建築様式を持つ家屋が連続する景観や足助川沿いの情景、旧街道筋につづく小路の風情を活かし、歴史的なまちなみ景観を形成します。
④	陣屋・寺町ゾーン	神社仏閣と閑静なまちなみが一体となった景観を活かし、旧街道筋の歴史的な趣が感じられる景観を形成します。
⑤	文教ゾーン	まちなみと周囲の真弓山や飯盛山などの山林が一体となって形成された景観を保全し、旧街道筋の歴史的なまちなみ景観と調和した魅力的な景観を形成します。
⑥	親王町ゾーン	足助地区の伝統的な建築様式を持つ家屋や神社仏閣と山並みや足助川が織り成す景観を活かし、旧街道筋の歴史的なまちなみと一体となった景観を形成します。
⑦	飯盛山ゾーン	緑豊かな飯盛山と巴川が一体となった美しい自然景観を保全、活用し、足助地区の観光資源として魅力的な景観を形成します。
⑧	山並みゾーン	豊かな自然景観を適切に保全し、まちなみ景観の借景としての魅力的な景観を形成します。

## ■ 景観形成基準

### ■ 建築物に関する景観形成基準

●：遵守基準\*1 ○：推進基準

		①	②	③-1	③-2	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
		松栄町国道筋ゾーン	香風溪入口ゾーン	町並みゾーン (旧街道筋)	町並みゾーン (旧街道筋以外)	陣屋・寺町ゾーン	文教ゾーン	親王町ゾーン	飯盛山ゾーン	山並みゾーン	
敷地内	地形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	壁面の位置		○	●	●	●	○	○			
意匠・材料・色材*2	構造		○	●	●	●	○	○	●		
	高さ	・周囲の山並みへの眺望に配慮し、建築物の高さは可能な限り低くするよう努める。	○	○	—	—	—	○	○	○	○
		・主たる道路*5から13m以下とする。	●	●	—	—	—	●	●	●	●
		・高さは隣接する建築物に合わせ、かつ主たる道路*5から10m以下(軒の高さは7m以下)とする。		○	●	●	●	○	○		
	屋根	形式*3	・原則、和風で傾斜屋根(片流れは除く。)とする。	●	—	—	—	●	●	●	●
			・原則、切妻とする。		●	●	●	●	○	○	
		勾配	・周囲の建築物に合わせ、かつ4.5寸から6寸勾配とする。		●	●	●	●	○	○	
		材料	・原則、日本瓦とする。			●	○	○			
	色彩	・原則、無採色とし、明度4以下とする。ただし、茅葺きとする場合は、この限りではない。	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	庇(ひさし)	・原則、道路に面する壁面に庇を設け、日本瓦葺きとする。			●	○	○				
外壁*3	・原則、素地色又は無彩色(防腐剤などによる着色は除く。)とする。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	・原則、漆喰塗り又は板張り(大正・昭和戦前以前の建物様式を用いる場合を除く。)とする。			●	○	○					
建具等	・原則、建築物の外壁に準じた色彩とする。ただし、木材を使用する場合は素地色(防腐剤などによる着色は除く。)とする。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	・原則、道路又は河川に面する建具は木製とする。		○	●	○	○					
外部土間	・洋風色の強い意匠、材料は用いない。		○	●	●	○					
樋(とい)	・原則、黒又は茶とする。ただし、銅を用いる場合は、素地色とする。		●	●	●	●		○			
自動車車庫等*4	・道路に面して設置する場合は、木製の扉を設けるなど、車両を見えにくくする。			●	○	○					
建築設備	・空調室外機などの建築設備は、道路などから見えないうちに設ける。やむを得ず設ける場合は、建築物の外観意匠と調和した囲いなどを設ける又は緑化により周囲の景観を阻害しないようにする。 ・屋上に設置する場合は、道路及び隣り合う建物などからの視線に配慮し見えにくい位置に配置する、又は建築物の外観意匠と調和した囲いなどを設け、周囲の景観を阻害しないようにする。 ・ただし、囲いなどを設けない場合は、色相が0R~10Y又は無彩色とし、彩度4以下かつ明度4以下で塗装する。*6	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

※1：各ゾーンにおいて遵守基準(●印の項目)の基準に適合しない場合、是正の勧告又は変更命令を行います。

※2：印のない項目(空欄の項目)についても足助地区のまちなみに配慮し、可能な限り適合するよう努めて下さい。

※3：自動車車庫及びガソリンスタンドについては適用除外とします。

※4：主として自動車車庫の用途に供するもの又は建築物の一部を自動車車庫の用途に供するものをいいます。

※5：「主たる道路」とは、主たる玄関に面する通りとします。

※6：自動車車庫及びガソリンスタンドの色彩に準用します。

## ■工作物に関する景観形成基準

●：遵守基準\*1 ○：推進基準

		①	②	③-1	③-2	④	⑤	⑥	⑦	⑧
		松栄町国道筋ゾーン	香風溪入口ゾーン	町並みゾーン (旧街道筋)	町並みゾーン (旧街道筋以外)	陣屋・寺町ゾーン	文教ゾーン	親王町ゾーン	飯盛山ゾーン	山並みゾーン
意匠・ 材料・ 色材 *2	位置*3	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	形態*3	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高さ	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	素材*3	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	色彩*3	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	塀・柵・門		○	●	○	○				
自動販売機		●	●	●	●		○	●		

\*1：各ゾーンにおいて遵守基準（●印の項目）の基準に適合しない場合、是正の勧告又は変更命令を行います。

\*2：印のない項目（空欄の項目）についても足助地区のまちなみに配慮し、可能な限り適合するよう努めて下さい。

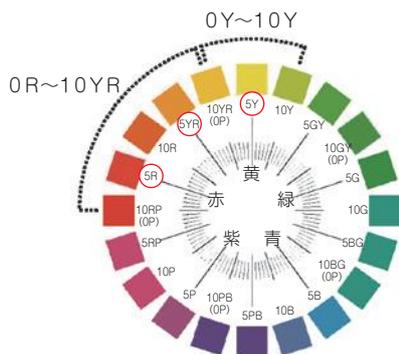
\*3：自動販売機と消防に係る設備については適用除外とします。

## ■開発行為

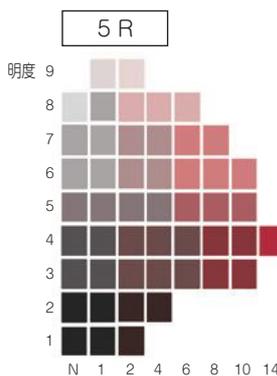
位置・地形	・現況の地形を可能な限り活かし、巨大な法面や擁壁が生じないように配慮する。やむを得ず生じる場合は、法面や擁壁を分割する、または緑化等を図るなどして、周囲に圧迫感を与えないように工夫する。
緑化	・行為の結果生じた法面や敷地の外周などは積極的に緑化し、周囲の景観との調和を図る。 ・敷地内にシンボルとなる樹木がある場合は、それらを極力保全し、また活かすよう努める。 ・周囲の植生に配慮した緑化を行い、生物多様性の保全に心がける。

## (参考)マンセルイメージシステム

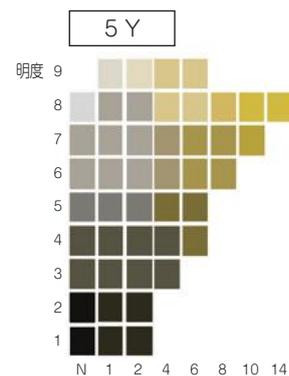
\* 印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。



【マンセル色相環】



【5 Rの色相面(明度、彩度)】



【5 Yの色相面(明度、彩度)】

## ■屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する景観形成基準

種別	区分	景観形成基準
共通基準	色彩等	・周辺の土地利用や設置される建築物などと調和のとれたデザイン、色彩、規模及び形態とする。
		・高彩度の色彩を過度に使用せず、中・低彩度の色と組み合わせるなど、色彩のバランスに配慮する。
		・原則、日本の伝統色に配慮した色彩とする。
	表示内容	・表示内容は極力簡素化し、情報過多とならないよう配慮する。 ・広告物が定着する建築物又は周囲のまちなみ景観との調和に配慮する。
	数量	・極力集約化し、広告物の総量の抑制に努める。
自家用広告物 <sup>*1</sup>	大きさ	・広告表示面積の合計は20㎡以下とする。ただし、①松栄町国道筋ゾーンの広告表示面積の合計は30㎡以下とする。 <sup>*2</sup>
	高さ	・地上広告物は、地上からの高さが10m以下とする。
	位置・種類	次のいずれにも該当しないこと。 ・広告塔                    ・屋上広告板（庇の上に設置するものは除く。） ・屋上広告塔            ・アドバルーン
管理広告物 <sup>*3</sup>	大きさ	・広告表示面積の合計は3㎡以下とする。
案内広告物 <sup>*4</sup>	大きさ	・5㎡以下とする。 <sup>*5</sup>
	高さ	・5m以下とする。
	表示内容	・足助地区内に存する事業所等への案内表示とする。
	数量	・一事業所等につき一個とする。

※1：自己の氏名、名称、店名もしくは商標又は自己の事業所もしくは営業の内容を表示するため、自己の住所もしくは居所又は事業所、営業所もしくは作業場に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいいます。

※2：広告表示面積の合計が20㎡を超える場合(①のゾーンのみ)は、屋外広告物許可申請の提出が必要です。

※3：自己の所有し、又は管理する土地又は物件にその所有者又は管理者が管理上必要に基づき表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいいます。

※4：道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物もしくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又は掲出物件をいいます。

※5：広告表示面積にかかわらず、許可が必要です。

## ■ 特定届出対象行為等

届出（許可申請）が必要となる行為は、以下に掲げる建築物や工作物等の新築や増築、改築もしくは移転、外観の変更をすることとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更です。

建築物	工作物 <sup>*2</sup>	開発行為	屋外広告物
次のいずれかに該当するもの ・高さが10mを超えるもの ・建築面積が10㎡を超えるもの ・自動車庫 <sup>*1</sup>	次のいずれかに該当するもの ・高さ <sup>*3</sup> が10mを超えるもの ・建築物と一体となって設置されるもので、その高さが5mを超え、かつ、建築物の高さとの合計が10mを超えるもの ・擁壁、護岸、堤防その他これに類するもの ・塀・柵・門その他これに類するもので、その延長が2mを超えるもの ・自動販売機	・開発区域の面積が1,000㎡以上の開発行為 <sup>*4</sup>	屋外広告物を表示し又は設置する場合で、次に該当するもの ・自家用広告物で広告表示面積の合計が20㎡を超えるもの ・案内広告物

※1：主として自動車庫の用途に供するもので、他の建築物と棟が別のものをいいます。

※2：土地又は建築物に定着し、又は継続して設置されるもののうち建築物並びに広告物及び広告物を掲出する物件以外のもので次に掲げるものをいいます。

・煙突、塔、高架水槽その他これらに類するもの

・橋りょう、横断歩道橋、ご線橋、高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの

・製造施設、貯蔵施設、配水施設、電気等の供給施設、ごみ等の処理施設その他これらに類するもの

・駐車場、自動車ターミナルその他これらに類するもの

・擁壁、護岸、堤防その他これらに類するもの

・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用ものを除く。)

・野球場、庭球場などの運動施設その他これらに類するもの

・垣、さく、塀及び門    ・人形や銅像などのモニュメント    ・自動販売機

※3：地盤面から最高部までをいいます。なお、建築物の屋上に設置される場合の工作物の高さは、建築物の屋上から最高部までをいいます。

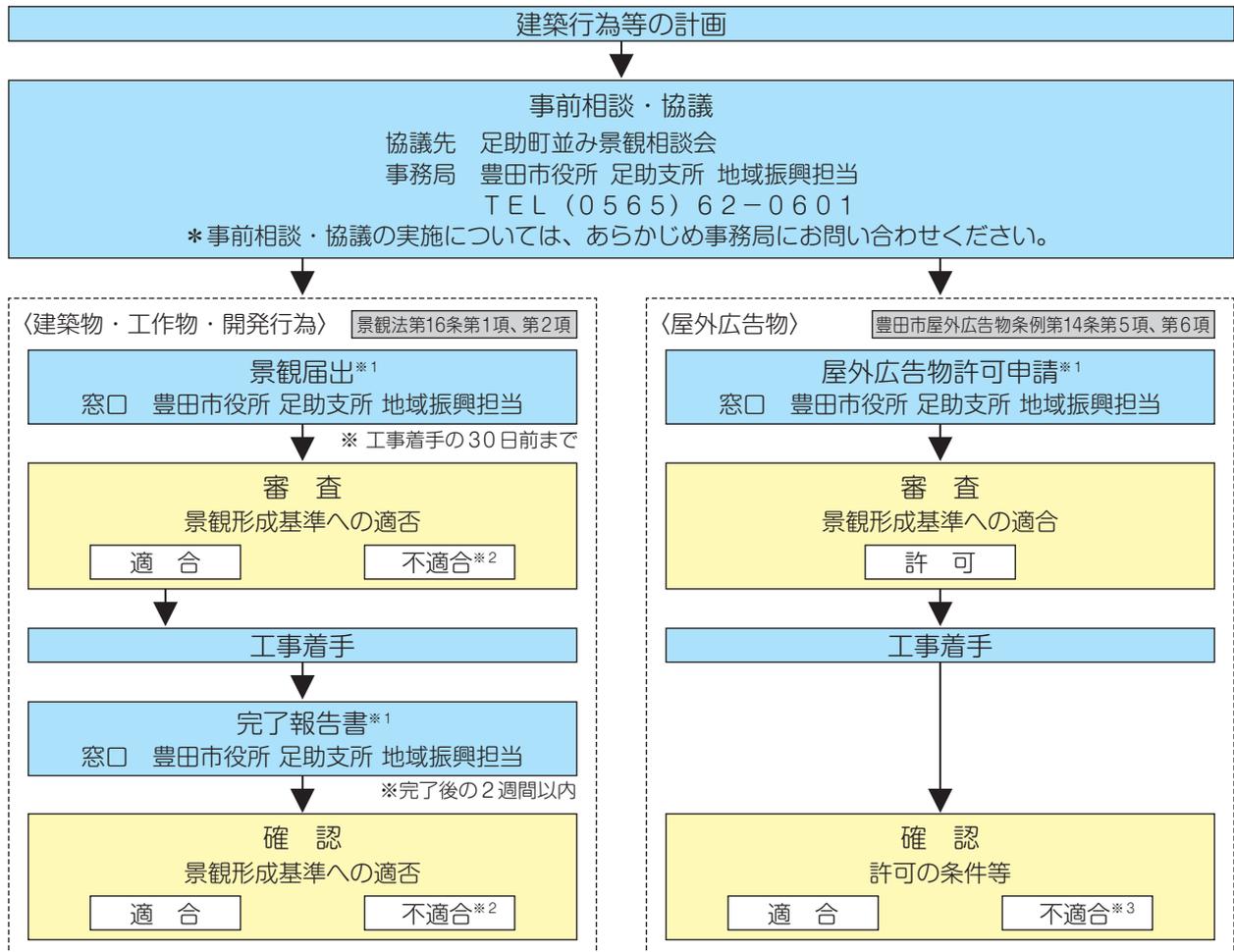
※4：主として住宅用の土地利用を目的とした土地の区画形質の変更を行う事業をいいます。

## 建築行為等の届出(許可)制度のあらまし

この制度は、足助地区の良好な景観形成の実現を進めるための制度です。

足助地区内で建築行為等を行う場合は、当該予定地の「景観形成方針」と「景観形成基準」を理解していただくとともに、歴史的背景等を踏まえた設計・計画を進めていただくための事前相談・協議を行ったうえで、届出(許可申請)をしていただくことになります。

### ■ 届出等のフロー図



※1 提出書類及び添付書類については、豊田市役所 足助支所 地域振興担当又は建築相談課まちづくり担当へお問合せいただくか、豊田市ホームページ(建築相談課 担当ページ)をご確認ください。

※2 景観形成基準に適合していない場合は、是正の勧告又は変更命令を行います。

※3 許可の条件等に適合していない場合は、是正の勧告又は措置命令を行います。

### ■ 足助景観計画の詳細に関しましては、市ホームページをご覧ください。

〈お問い合わせ〉

#### ● 豊田市都市整備部建築相談課 まちづくり担当

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地 豊田市役所(西庁舎4階)

TEL 0565-34-6649 FAX 0565-34-6948

E-mail keikan@city.toyota.aichi.jp 市ホームページ <http://www.city.toyota.aichi.jp/>

#### ● 豊田市地域振興部足助支所 地域振興担当

〒444-2424 豊田市足助町宮ノ後26番地2号

TEL 0565-62-0601 FAX 0565-62-0606

E-mail asuke-shisho@city.toyota.aichi.jp